

北稜高校学年同窓会開催支援金交付内規

制定令和 8 年 6 月 13 日

【 目 的 】

第 1 条

この内規は、北稜高校同窓会(以下「本会」という)に在籍する会員に対し、各期の学年同窓会開催の促進を図るため、本会会則第 4 条に基づき、予算の範囲内において同窓会開催支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

【 交付対象者 】

第 2 条

同窓会開催支援金の交付対象者については、各期の学年同窓会を開催する代表者(本会員)とする。

【 申 請 】

第 3 条

同窓会開催支援金の申請については次のとおりとする。

同窓会開催予定日の 1 ヶ月前までに、同窓会を開催する代表者が開催概要をホームページにて申請する。

【 交付の決定及び交付 】

第 4 条

同窓会開催支援金の交付については次のとおりとする。

支援金の交付は、同窓会開催 1 ヶ月前までに申請を受け、開催後

1 ヶ月以内に開催報告及び提出書類を受けた後とする。

【 交付の取り消し等 】

第 5 条

同窓会開催支援金の取消については次のとおりとする。

1. 同窓会支援金の交付を受けた対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の全部または一部を取り消すことが出来る。

① 偽りや不正な手段により同窓会支援金の交付を受けたとき。

② その他、内規に違反したとき。

2. 前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に同窓会支援金の交付がされているときは、期限を定めて返還をさせるものとする。

【 同窓会支援金の基準と金額 】

第 6 条

同窓会支援金の基準と金額については次のとおりとする。

1. 参加人数に応じて以下の基準に基づき支援金額を決定する。

- (1) 参加者 50 名以上 : 25,000 円
- (2) 参加者 40 名以上 49 名以下 : 20,000 円
- (3) 参加者 30 名以上 39 名以下 : 15,000 円
- (4) 参加者 20 名以上 29 名以下 : 10,000 円
- (5) 参加者 19 名以下 : 対象外

2. 参加人数の対象は、本会員である卒業生及び教職員とする。

本会員以外の参加者は対象外とする。

3. 同窓会開催案内及び開催報告・当日の集合写真は、北稜高校同窓会公式ホームページ・SNS に掲載する。

4. 同窓会開催後 1 ヶ月以内に、参加者名簿（氏名・卒業時のクラス）と当日の集合写真、参加人数を記載した領収書を提出する。

5. 同窓会支援金の交付は、各学年に対して 10 年に 1 回とする。

【 開催報告と支援金の交付 】

第 7 条

同窓会の開催報告と支援金の交付については次のとおりとする。

1. 開催報告には、開催日時、会場名、参加者名簿、開催報告投稿文、参加人数が記載された領収書、当日の集合写真を事務局に提出する。
2. 開催報告は、同窓会開催後 1 か月以内に提出すること。
3. 提出書類を確認後、学年同窓会の開催代表者に交付する。

【 その他 】

第 8 条

本内規に定める事項の他、必要と認める事項は役員会議にて定めるものとする。

附 則

この内規は、令和 8 年 6 月 13 日より実施する。